

3. 自転車利用環境の整備に関する基本方針と施策体系

3-1 基本方針

1 利用者のニーズに対応した駐輪場の効率的な管理・運営に努めます。

駐輪場の利用者は、24 時間 365 日いつでも利用したい人や月に数回使う人などさまざまです。また、利用者は駐輪場に必要設備として、自動精算機や自動発券機、監視カメラなどをあげています。駐輪場の管理・運営にあたっては、このようなニーズに対応することが求められており、場内設備の充実によって、利用者にとって安全・安心かつ利便性の高い駐輪場としていきます。

駐輪場の利用料金については、受益者負担を原則として、適正かつ公平な料金とする必要があります。本市では、平成 20 年 4 月 1 日に市営駐輪場の料金改定を行い、駅からの距離などの利便性に応じた料金設定を実施しました。

さらに利用料金については、納付方法の変更によって利用者の利便性の向上を図ることを検討していきます。

なお、駐輪場の管理・運営の効率化とサービスの向上に関し、民間を積極的に活用することについて検討していきます。

2 地域の実状に応じた駐輪場の確保や再整備を進めます。

それぞれの地区の駐輪ニーズや、将来の需要予測を踏まえて、必要な駐輪場を無駄なく確保していくため、自転車ラック等を活用した収容方法の改善などによって、収容率の向上を進めていきます。また、新たな駐輪場の整備において、用地を確保することが困難な場合は、広幅員の歩道上等を活用して駐輪場を整備するとともに、道路の地下空間の活用の可能性についても検討していきます。

一方、乗入台数に対して収容台数が過剰となっている駅については、管理費の軽減や有効活用を図ること、借地の駐輪場については、用地の返還による収容台数の減少に備える必要があります。

以上のことから、将来需要推計や開発等計画による新規需要などを考慮した新たな駅別駐輪場整備計画に基づき、駐輪場の整備及び統廃合を行い、駐輪場の効率的な配置や収容台数の安定化に努めていきます。

さらに、老朽化した既存駐輪場においては駐車サービスを適正に維持するため、駐輪場設備の修繕計画を作成することにより、継続的かつ効率的な維持管理体制を構築し、適切な時期及び方法で修繕・工事を実施していきます。

また、現状で無料となっている駐輪場について、有料化を検討していきます。

3 民間主体による駐輪場の確保を促進します。

集客施設を利用するための駐車需要に起因し放置が発生するような場合は、施設管理者自らが駐輪場を設置するよう、あるいは自己の駐輪場へ利用者を適切に誘導するよう要請していきます。なお、敷地内に整備するスペースがない場合は、道路占用による駐輪場の設置を要請していきます。

また、自転車等の駐車需要を大量に発生させる一定規模以上の施設を新築・増築する場合には、条例により駐輪場の附置義務や努力義務が適用されることから、適切な駐輪場が確保されるよう、当該施設設置者に対し指導及び助言を行っていきます。

なお、このような施設周辺での放置自転車等の発生状況や施設内駐輪場の利用状況によっては、規定内容の強化や対象となる用途の拡大等の必要性について検討していきます。

4 鉄軌道事業者等による駐車対策の主体的・積極的な取組みを促進及び連携体制の強化を図ります。

現在、市が駐車対策を実施するにあたり、鉄軌道事業者等から受けている主な協力は、用地の無償又は有償による提供です。今後も、駐車対策に関するそれぞれの責任に応じた役割を果たすよう市としても働きかけを行なうものとします。

特に、鉄軌道事業者に対しては、将来の自転車等の駐車需要予測を踏まえ、市と密接な連携を図りながら、自ら駐輪場を設置するよう働きかけを行うとともに、市が駐輪場を整備する場合に、鉄道高架下や関連施設の未利用地などの無償提供等や利用マナーの啓発活動など、市の駐車対策に対して積極的に協力するよう要請を行うものとします。

市は、鉄軌道事業者等が自ら行う駐車対策に対する支援として、駅周辺における鉄軌道事業者等が所有する公共の場所における放置自転車等の撤去をはじめ、駐輪場の周知や利用促進などの協力を行うものとします。

5 放置自転車等の撤去体制の充実・強化を図ります。

放置自転車等の抑制や駐輪場の利用促進には撤去が最も効果的であることから、庁内外の関係機関との連携の強化、放置自転車等の保管・返還業務の効率化・迅速化などにより保管期間の短縮に取り組み、高い頻度で撤去を実施することが可能な体制づくりを行います。

特に、放置自転車等による影響が深刻な駅周辺では、自転車等放置禁止区域の追加指定や撤去回数の増加、追放指導員の効率的配置等による既設の保管場の収容力に依存しない放置自転車等の抑制方法について検討・実施していきます。

撤去した自転車等のうち未返還の自転車等については、売却等による活用など有効利用を図っていきます。また、移動・保管に要する費用については、返還率を配慮の上、コストに応じた料金となるよう検討します。

自転車等の放置を水際で抑止する重要な役割を担う追放指導員への研修の実施やマニュアルの徹底など、均一で質の高い追放指導を実施していきます。

6 放置自転車対策に関するPRやルールの遵守・利用マナーの向上を進めます。

自転車等の利用者に対しては、放置をしないことの必要性について、法令や条例の目的や主旨を踏まえ、わかりやすく伝え理解を促していきます。

啓発機会として、放置自転車クリーンキャンペーンや交通安全教室をはじめ、看板やポスター・パンフレットのほか、市政だより、ホームページなどの媒体を活用し、自転車等の適正かつ安全な利用に関する啓発及び放置禁止区域や駐輪場の場所の周知を図ります。

また、庁内外の関係機関によるイベントの開催時や、教育現場における交通道德に関す

る授業等において、放置自転車が招くさまざまな問題や駐車対策に関する取組事例などを提供していきます。

そのため、市の関連部局をはじめとして、鉄軌道事業者等、商業者、自転車等を販売する小売業者などによる啓発活動との積極的な協力及び連携体制の強化に努めていきます。

3-2 施策体系

基本方針（案）

基本方針1 利用者のニーズに対応した駐輪場の効率的な管理・運営に努めます。

施策

- ①駐輪場設備の質及び利便性向上
- ②駐輪場の管理・運営における民間の積極的な活用
- ③料金の改定に関する検討
- ④利用料金の納付方法に関する効率化

代表的な取組み

（１）駐輪場設備の質及び利便性向上

（２）駐輪場の民間による一体的管理に向けた検討

（３）駐輪場利用料金及び移動・保管手数料の改定に関する検討

（４）駐輪場定期利用事前受付の料金納付方法に関する利便性向上

基本方針2 地域の実情に応じた駐輪場の確保や再整備を進めます。

施策

- ①既設の駐輪場の立体化・ラックの導入による利用の効率化
- ②駐輪場の新設に際しての、広幅員の歩道等の活用や道路の地下空間の活用可能性の検討
- ③駅別駐輪場整備計画に基づく駐輪場の整備及び統廃合
- ④駐輪場設備の修繕計画の作成及び修繕計画に基づく維持管理
- ⑤無料駐輪場の有料化の検討

代表的な取組み

（５）駅別駐輪場整備計画に基づく駐輪場の整備及び統廃合

（６）駐輪場設備の継続的かつ効率的な維持管理体制の構築

基本方針3 民間主体による駐輪場の確保を促進します。

施策

- ①集客施設への短時間利用専用の駐輪場設置要請
- ②市街地開発事業、開発行為等の実施に際しての協力要請
- ③民間建築物への駐輪場の附置義務による駐輪場の確保
- ④民間が主体的に駐輪場を確保しやすいしくみづくり

代表的な取組み

（７）民間主体による駐輪場の確保の促進

基本方針4 鉄軌道事業者等による駐車対策の主体的・積極的な取組みを促進及び連携体制の強化を図ります。

施策

- ①鉄軌道事業者等による用地の提供
- ②鉄軌道事業者等による自主的な駐輪場設置の働きかけ
- ③鉄軌道事業者等が実施する駐車対策への支援

代表的な取組み

（８）鉄軌道事業者等による駐輪場整備促進と協力体制の強化

基本方針5 放置自転車等の撤去体制の充実・強化を図ります。

施策

- ①保管・返還業務の効率化・迅速化等による撤去体制の強化
- ②放置禁止区域追加指定、追放指導員の効率的配置等による放置抑制方法の検討・実施
- ③追放指導員等の均一な質の高い業務実施
- ④未返還自転車の有効活用

代表的な取組み

（９）放置自転車等の保管・返還業務の効率化・迅速化等による撤去体制の強化

基本方針6 放置自転車対策に関するPRやルールの遵守・利用マナーの向上を進めます。

施策

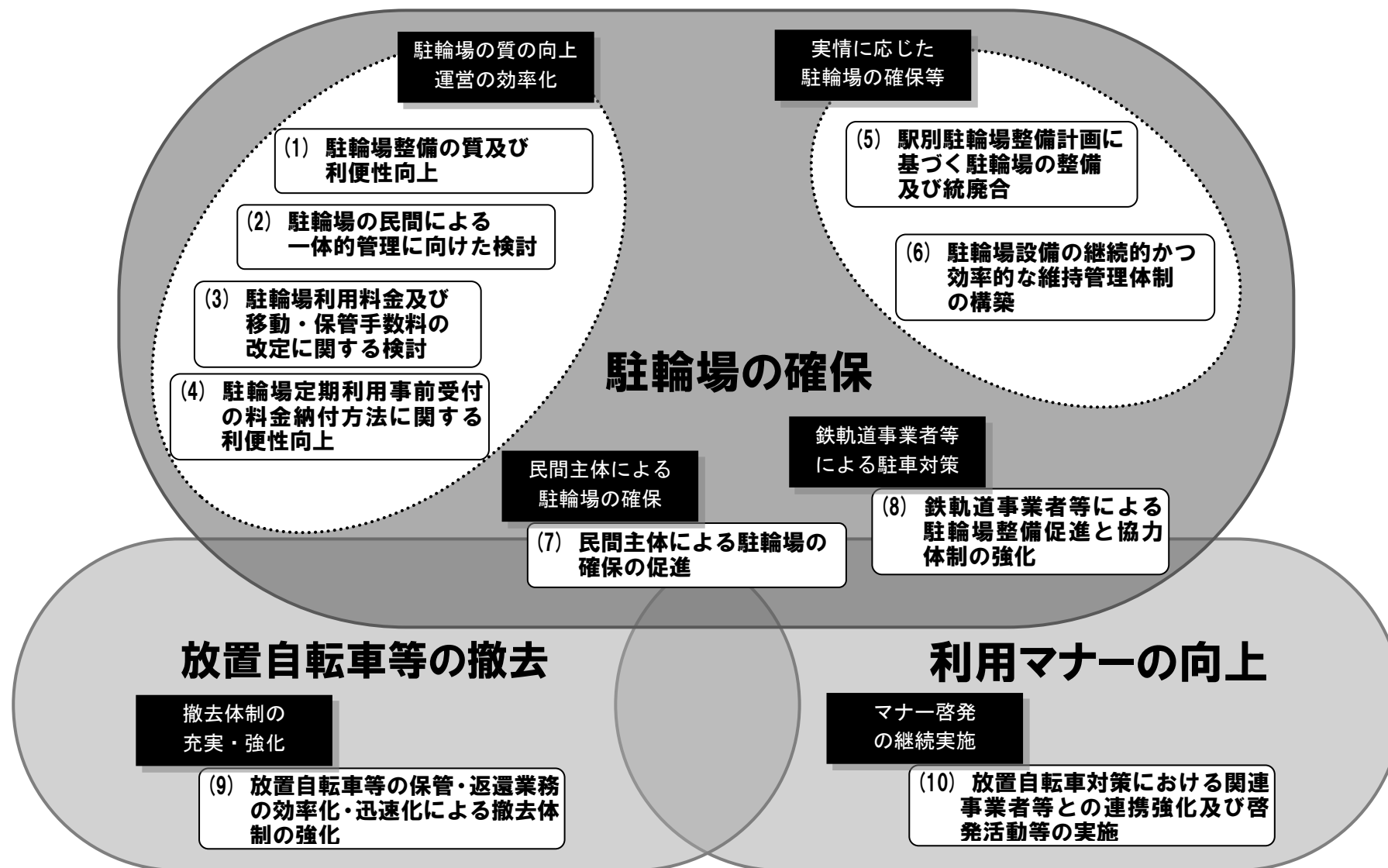
- ①イベントの開催や各種媒体を活用した、ルールの遵守・利用マナーの向上に関する啓発活動の実施
- ②鉄軌道事業者等による啓発活動の実施等の積極的な協力及び連携体制の強化
- ③教育委員会等との連携強化により教育現場における効果的な啓発活動の実施

代表的な取組み

（10）放置自転車対策における関連事業者等との連携強化及び啓発活動等の実施

3-3 代表的な取組み

■ 代表的な取組みの連関



■実施スケジュール

	前 期 (平成28～30年度)	後 期 (平成31～33年度)
(1) 駐輪場設備の質及び利便性向上	安全、安心設備の充実 利用方法、利用車種の拡大	
(2) 駐輪場の民間による一体的管理 に向けた検討	具体的な検討の実施 実現性の検証	
(3) 駐輪場利用料金及び移動・保管 手数料の改定に関する検討	消費税率改正による利用 料金・手数料改定の検討	料金改定の実施
(4) 駐輪場定期利用事前受付の料金 納付方法に関する利便性向上	新たな料金納付方法による納付の実施	
(5) 駅別駐輪場整備計画に基づく 駐輪場の整備及び統廃合	段階的に整備等を実施 前期:新設 9 箇所、廃止 10 箇所、増設 7 箇所、縮小 14 箇所 後期:新設 7 箇所、廃止 18 箇所、増設 0 箇所、縮小 27 箇所	
(6) 駐輪場設備の継続的かつ効率的 な維持管理体制の構築	駐輪場設備の現況把握 修繕計画策定	計画的な修繕工事の実施 維持管理体制の構築
(7) 民間主体による駐輪場の 確保の促進	商業施設等集客施設設置者等への駐輪場設置の要請 道路占用による路上駐輪場の整備促進	
(8) 鉄軌道事業者等による駐輪場整備促進 と協力体制の強化	鉄軌道事業者等用地提供協力、駐輪場整備の促進 協力体制の強化	
(9) 放置自転車等の保管・返還業務 の効率化・迅速化等による撤去体 制の強化	保管場管理業務の見直し	
(10) 放置自転車対策における関連 事業者等との連携強化及び啓発 活動等の実施	市、鉄軌道事業者等及び教育委員会と連携して実施	

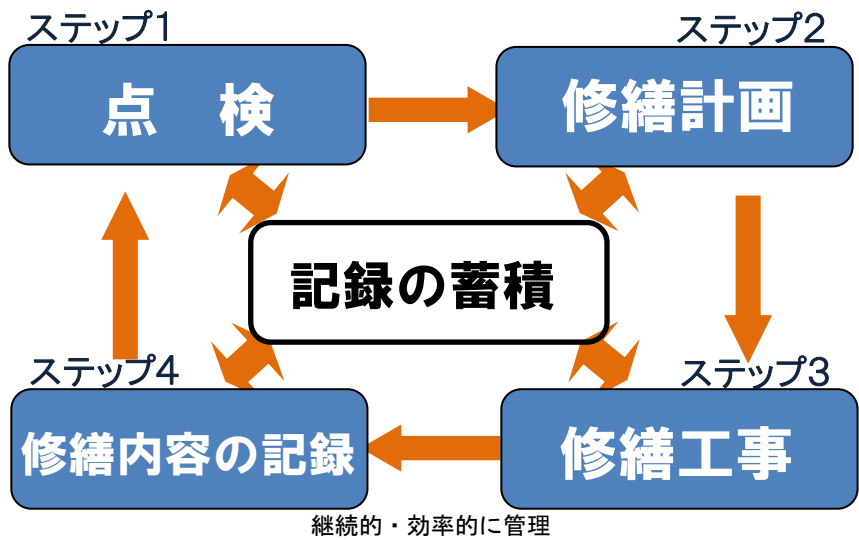
施 策 名	(1) 駐輪場設備の質及び利便性向上
開始予定時期	前期 ・ 後期
概要・目的	駐輪場については、安全で使いやすいことが利用者から求められていることから、安心して駐輪場を使うことができるよう、設備の充実や利便性の向上を図る。
取 組 内 容 ・ 実現モデル	○設備の質の向上 ・ 自転車盗難が多発している駐輪場に注意看板や監視カメラの設置など効果的な対策を実施していく。 ・ 照明灯を省電力で環境にやさしいLED灯へ更新する。 ・ 利用案内看板・放置禁止区域の看板の充実を図る。 ・ 自転車の転倒防止を図る柵等の充実を図る。 ○利便性の向上 ・ 24 時間いつでも利用できる自動精算機による電磁ロック式ラック等の導入を拡大する。 ・ 電動アシスト付自転車・チャイルドシート付低床型自転車・三輪車などの多様な車種の駐車スペースの確保に努める。 ・ 自動二輪(125cc以下)の駐車可能な駐輪場の拡大を検討する。  西千葉駅第3駐輪場 電磁ロック式ラック 駐輪場利用者のニーズ（「停める」から「使う」へ） 【施設の質の向上】 利用者の満足度の向上 ○安全・安心設備の充実 等 【利便性の向上】 多様なニーズへの対応 ○利用方法・利用車種の拡大 等 利用者の駐輪場を使うことに対する満足度の向上
期待される効果	○ 安心・安全な駐輪場利用を提供することができ、利用者ニーズの満足度向上が図れ、駐輪場の利用促進が期待できる。
課題と対応方針	○ 一部の駐輪場は、民間から借り受けており、継続的な運営が確保されていないことから、設備更新にあたっては、時期や内容について慎重に見極めながら実施する。

策 名	(2)駐輪場の民間による一体的管理に向けた検討
開始予定時期	前期 ・ 後期
概要・目的	指定管理者制度を含めた公設・民営による複数の駐輪場の一体的管理の有効性を検討する。
取組内容・実現モデル	○公設・民営による駐輪場の一体的管理方法の検討 民間事業者による駐輪場の設置・管理運営が普及してきており、市が行っている駐輪場の運営についても、利用者サービス・利便性の向上や経営コストの縮減の観点から民間のノウハウを活用し、効率的かつ持続的に行うことが可能か検討する。 検討にあたっては、民間駐輪場の場合、採算性や社会動向によっては、継続的な運営が担保されないため、設置を市、管理を民とする公設・民営の手法を中心に行うものとする。 そのため、駐輪場の統廃合等を進め、安定的な配置が図られた上で、指定管理者制度を含めた公設・民営による駐輪場一体的管理の有効性を検討する。 民間による一体的管理イメージ図
期待される効果	○ 人口減少社会を迎える今期に本検討を実施することで、平成34年度以降の駐車対策を効果的に持続するための方向性を定めることができる。
課題と対応方針	○ 市内の駐輪場は144箇所と多数あり、各駐輪場の利用者数も大小まちまちであることから、導入検討にあたっては、統廃合を踏まえ、採算性、継続性、効率性について配慮する。管理範囲についても市全部の駐輪場を一括して行うだけではなく、管理範囲をブロック単位で検証する。 ○ 現在、駐輪場の管理業務と放置指導及び移動・保管業務を一括して委託しており、放置自転車等の減少に一定の効果が得られているが、指定管理者制度の場合、駐輪場管理業務と放置指導等業務との連携についても、効果的な方法を模索する。

施 策 名	(3)駐輪場利用料金及び移動・保管手数料の改定に関する検討
開始予定時期	前期 ・ 後期
概要・目的	駐輪場の利用料金については、受益者負担を原則として、適正かつ公平な料金とする。合わせて放置自転車等の移動・保管に要する費用(手数料)についても整備・運営にかかるコストに応じて、適正となるよう検討する。
取 組 内 容 ・ 実現モデル	○ 駐輪場の整備や管理運営には、運営費、整備費、修繕費、用地費等のコストがかかっている。これらのコストは、受益者である駐輪場利用者が支払う利用料金により賄っており、料金の設定については、経済情勢や収支バランスにより適正かつ公平となるよう見直しを図るものとする。 ○ 受益者負担の原則により、無料駐輪場の有料化を検討する。 歳出 駐輪場の整備・運営 にかかる費用 = 歳入 利用料金 (現行) 定期利用 料金 = 上限額 (2,000円) × 格差率 (10%~100%) × 利用階の補正 (30%~100%) × 利用率の補正 (50%未満は1/2減額) (定期利用料金 400 円~2,000 円) ○ 移動・保管に要する費用(手数料)については、返還率に配慮しつつ、放置自転車等の運搬費、保管場の管理運営費、修繕費等のコストに応じた料金となるよう改定を検討する。
期待される 効 果	○ 受益者負担の原則に基づき、収支バランスを図った料金とすることで、料金を支払うことに対する理解を得やすいものとなる。
課題と対応 方 針	○ 平成 29 年 4 月に予定されている消費税率の改正に合わせ、利用料金の改正を検討する。なお、前回の消費税増税時(5%→8%)には利用料金を据え置きとしている。

施 策 名	(4)駐輪場定期利用事前受付の料金納付方法に関する利便性向上
開始予定時期	前期 ・ 後期
概要・目的	駅ごとに指定された日時に、駐輪場管理棟などの現地窓口で行っていた利用料金の納付手続きを、利用者の身近なコンビニエンスストア等で支払いできるようにし、利便性の向上を図る。
取 組 内 容 ・ 実現モデル	○利用料金の納付書払い 事前受付による抽選後、当選された方に利用料金の納付書を郵送し、コンビニエンスストアや金融機関窓口での納付書払いや、インターネット決済により、利用料金を徴収し、収納を確認したのち、利用証及び利用票を郵送する。 平成 27 年度分定期利用事前受付の方法 平成 28 年度分定期利用事前受付の方法
期待される 効 果	○ 納付書により料金支払いが可能となることで、現地受付に要していた待ち時間を利用者へ還元し利用者サービスの向上が図られる。 ○ 現地窓口で現金收受を行わなくなるため、管理上のリスクが軽減される。
課題と対応 方 針	○ 事前受付については、インターネット等を利用した収納代行方法が日々進化していることから、利便性向上や手続きに係るコストカット手法については継続的に検討する必要がある。

施策名	(5) 駅別駐輪場整備計画に基づく駐輪場の整備及び統廃合
開始予定時期	前期 ・ 後期
概要・目的	駅別駐輪場整備計画に基づき、駐輪場の整備・統廃合を行う。
取組内容 ・ 実現モデル	○駅別駐輪場整備計画の概要 <pre> graph TD A[駐輪場の整備状況] --> B[確保すべき収容台数の推計 目標年次:平成 33 年度] A --> C[将来需要推計] D[自転車等の乗入実態] --> C E[今後の人口動向] --> C C --> B C --> F[効率的な駐輪場の配置計画検討 ・ 駐輪場の配置計画(統廃合) ・ 用地の確保策(鉄軌道事業者等との協議) ・ 整備手法] F --> G[駅別駐輪場整備計画 ○ 確保すべき収容台数 ○ 駐輪場の配置計画、整備手法 ○ 整備時期] G --- H[※具体的計画は次章に記載] </pre> ○整備・統廃合における基本姿勢 ・ 用地の確保が必要となる場合は、幅広の歩道等や鉄道事業者から提供された用地を活用して新規に整備を行うものとする。 ・ 収容台数に余裕がある駅では、借地用地の返却を優先とし、次に余剰用地の売却を行うものとする。さらには保管場への用途転換等を行うものとする。 ・ 駅近くには、一時利用の駐輪場を配置し、電磁ロック式ラックや自動発券機の導入により、管理棟の統廃合を行うものとする。
期待される効果	○ 将来需要推計に即した整備計画であることから、収容台数の不足台数や不足の発生時期などに応じた駐輪場の整備により、収容台数の不足に起因する放置自転車等を抑制することができる。 ○ 収容台数に余裕がある駅においては、駐輪場の統廃合により、管理運営費の削減が可能となる。
課題と対応方針	○ 駅周辺における再開発事業や区画整理事業などの関連事業の進捗と調整を図りながら実施していく。 ○ 平成 32 年度に本市人口が減少に転じるなか、駐輪場利用者の利便性を確保しつつ、駐輪場や管理棟の効率的な配置計画に努める。

施 策 名	(6)駐輪場設備の継続的かつ効率的な維持管理体制の構築
開始予定時期	前期 ・ 後期
概 要・目 的	駐輪場設備の健全性を的確に把握することにより、計画的に修繕工事を実施し、継続的かつ効率的な維持管理体制を構築する。
取 組 内 容 ・ 実現モデル	○維持管理体制の構築 ステップ1 全駐輪場を点検し、施設の健全性について定量的評価を行い、結果を記録する。また、既存ストックの総量を把握する。 ステップ2 点検結果をもとに、健全性の優劣を整理し、時期、方法等を定めた修繕計画を策定する。 ステップ3 修繕計画に基づき、修繕・工事を実施する。 ステップ4 修繕・工事の内容を記録する。  継続的・効率的に管理 以上の工程を繰り返し、記録を蓄積することで、劣化予測が可能となることや、最適な修繕パターンを確立することができ、継続的かつ効率的な維持管理体制を構築する。
期待される効果	○ 点検により駐輪場施設の健全度を把握できることから、設備の破損等によるサービスの低下や利用トラブル等の発生リスクを軽減することができる。 ○ 具体的な修繕計画に基づき、修繕を実施することで予算の平準化が図れる。
課題と対応方針	○ 照明灯の更新については、LED照明灯への移行とともに、一括リースの可能性について検討する。 ○ 既にラックや照明などで不具合を生じていることが明らかなものについては、修繕計画の策定前においても修繕を実施する。 ○ 立体駐車場などの建築物においては、減価償却を考慮し資産価値を評価した上で、修繕計画を作成する。また、大規模な修繕が必要となる場合は、代替駐輪場が必要となる場合もあるため、修繕計画については、乗入状況等を踏まえ、駐輪場の統廃合と整合を図りながら策定する。

施 策 名	(7)民間主体による駐輪場確保の促進																					
開始予定時期	前期 ・ 後期																					
概要・目的	商業施設利用者による放置に対しては、商業施設自らが取り組むよう要請していく。 地元商店街等が設置・運営・管理する道路占有による駐輪場の設置を促進する。																					
取 組 内 容 ・ 実現モデル	○商業施設等の集客施設への要請 商業施設利用者による駐車需要に対しては、当該商業施設設置者あるいは管理者が自ら駐輪場を整備し、また駐輪場への誘導を行うことを原則とし、道路上に商業施設利用者が放置を発生させている場合は、当該商業施設管理者に対して、駐輪場の設置や駐輪場への誘導を効果的な手法で要請を行う。																					
	○大規模店舗等の駐輪場附置 放置禁止区域や商業地域等において、一定規模以上の店舗等を新築・増築する場合に適用となる附置義務により駐輪場を確保する。																					
	主な基準(要約)																					
	<table><tr><th>対象地区</th><th>設置時期</th><th>施設の用途</th><th>施設の規模</th><th>設置台数</th></tr><tr><td rowspan="4">近隣商業地域 又は 商業地域 又は 放置禁止区域</td><td rowspan="4">新築時 又は 増築時</td><td>銀行</td><td>500m2超</td><td>25m2毎1台</td></tr><tr><td>遊戯場</td><td>300m2超</td><td>15m2毎1台</td></tr><tr><td>小売店舗等</td><td rowspan="2">400m2超</td><td rowspan="2">20m2毎1台</td></tr><tr><td>飲食店</td></tr></table>					対象地区	設置時期	施設の用途	施設の規模	設置台数	近隣商業地域 又は 商業地域 又は 放置禁止区域	新築時 又は 増築時	銀行	500m2超	25m2毎1台	遊戯場	300m2超	15m2毎1台	小売店舗等	400m2超	20m2毎1台	飲食店
	対象地区	設置時期	施設の用途	施設の規模	設置台数																	
近隣商業地域 又は 商業地域 又は 放置禁止区域	新築時 又は 増築時	銀行	500m2超	25m2毎1台																		
		遊戯場	300m2超	15m2毎1台																		
		小売店舗等	400m2超	20m2毎1台																		
		飲食店																				
○道路占有による路上駐輪場の整備促進 既存商業店舗等で自らの敷地に駐輪場を整備するスペースがなく、かつ、周辺に幅の広い歩道がある場合は、地元商店街等が設置・運営・管理する道路占有による路上駐輪場の設置を促進する。なお、市では地元商店街等に駐輪場設置を呼びかけるとともに相談を受けた場合は、適切な指導・助言を行う。																						
期待される効果	○ 民間が管理運営することから、無料時間を設けるなど、買い物客等の駐車需要に合わせた柔軟な料金設定が可能であり、利用者が駐車しやすくなるため、路上への放置抑制効果が高い駐輪場となる。																					
課題と対応方	○ 道路占有期間は5年と定められており、継続的な運営が担保されていない。占有期間終了前には引き続き駐輪場の必要性を判断し、必要とする場合は、占有者への継続実施を要請する。																					

施 策 名	(8)鉄軌道事業者等による駐輪場整備促進と協力体制の強化
開始予定時期	前期 ・ 後期
概 要・目 的	放置自転車等の解消に向け、鉄軌道事業者等の用地提供協力、鉄軌道事業者等が自主的に行う駐輪場整備の促進及びそれに係る協力体制の強化を図る。
取 組 内 容 ・ 実現モデル	○用地の提供 駅別駐輪場整備計画に基づき市が行う駐輪場整備において、鉄軌道事業者等の用地が必要となる場合は、鉄軌道事業者等は積極的に用地の提供に努めるものとする。 ○施設維持管理等に関する相互協力 鉄軌道事業者等からの提供を受けて設置した駐輪場施設の維持管理や修繕、または、駐輪場用地を使用しての鉄軌道施設の維持管理や修繕を行う際は、市と鉄軌道事業者等は相互に協力し、適正な施設の維持管理に努めるものとする。 ○鉄軌道事業者等による駐車対策との連携 鉄軌道事業者等は、自ら駐輪場を設置しこれを運営するよう努めるものとする。この場合、市は鉄軌道事業者等と連携し、その駐輪場が効率的に利用されるよう放置指導や駐輪場の案内を積極的に行うものとする。  西千葉駅前 鉄道関連事業者が整備した駐輪場
期待される 効 果	○ 鉄軌道事業者等による駐輪場整備や用地提供においては、比較的に駅改札口に近いなど、利便性の高い駐輪場となるため、放置抑制に効果が高い。また、市駐輪場とあわせ、質、量ともに多様な駐車需要に対応できることとなる。
課題と対応 方 針	○ 鉄道等の運行や駅前広場における交通の集中など、駅周辺においては種々の制限があるため、各種施策については綿密な調整を行った上、柔軟かつ適切に実施するものとする。

策 名	(9)放置自転車等の保管・返還業務の効率化・迅速化等による撤去体制の強化
開始予定時期	前期 ・ 後期
概要・目的	撤去自転車等の保管・返還業務の効率化を図るため、保管場管理業務の見直しを行う。
取組内容 ・ 実現モデル	○保管場管理業務の効率化・迅速化 ・ 現在、撤去した自転車等は、規則により撤去した日から起算して2箇月間の保管を規定している。 ・ 撤去を行った場合、撤去した自転車の個体情報入力処理や警察への所有者照会、所有者へ引取通知書を発送し、引取通知書の発送後、2週間引取がない場合、規則で規定する2箇月間の保管期間が経過した後、売却処分としている。 ・ これまでは、撤去から売却までにかかる期間に約2箇月以上要していたが、個体情報入力処理と警察への所有者照会事務を迅速化することにより、保管期間を1箇月間とし、保管場管理業務の効率化・迅速化を図る。 <pre> graph LR subgraph "これまでの撤去から処分まで2箇月を要している。" A1[撤去] --> B1[保管場管理システム入力処理] B1 --> C1[警察照会(防犯登録)] C1 --> D1[引取通知] D1 --> E1[引取り] D1 --> F1[リサイクル処分] end subgraph "これからは迅速化" A2[撤去] --> B2[保管場管理システム入力処理] B2 --> C2[警察照会(防犯登録)] C2 --> D2[引取通知] D2 --> E2[引取り] D2 --> F2[リサイクル処分] end A1 -.-> A2 B1 -.-> B2 C1 -.-> C2 D1 -.-> D2 E1 -.-> E2 F1 -.-> F2 </pre> 事務の迅速化により早く所有者へ引取通知を行う。 さらには撤去から処分までの期間を短縮化することにより保管・返還業務の効率化を目指す。 ・ 保管場の収容効率が向上することから、引き続き関係機関と連携し、撤去の維持・強化に取り組む。
期待される効果	○ 自転車の所有者に対し、撤去したことをより短期間で通知することにより、返還率の向上が期待できる。 ○ 撤去から引取りあるいはリサイクル処分までのサイクルが短縮され、収容空間が少なくて済むため、保管場の縮小や統廃合が可能となり、撤去活動を維持しつつ、管理経費の縮減が期待できる。
課題と対応方針	○ 保管場の統廃合にあたっては、返還率が低下する可能性があるため、保管場所に関する広報や撤去実施の告知について積極的に行うこととする。

策 名	(10)放置自転車対策における関連事業者等との連携強化及び啓発活動等の実施
開始予定時期	前期 ・ 後期
概要・目的	駅への通勤・通学による自転車利用者や児童等に対し、自転車利用に関するルール・マナーについての理解をより深めるため、市、鉄軌道事業者等及び教育委員会と連携した啓発活動に取り組む。
取組内容 ・ 実現モデル	○啓発キャンペーン活動 各種キャンペーン活動等の場において、自転車利用に関するルール・マナー向上に関する呼びかけやチラシ配りなどを鉄軌道事業者等との連携・協働により実施する。また、駅構内など鉄道事業者等の管理施設内に交通ルール・マナーの普及に関するポスターを掲示する。 啓発活動の実施にあたっては、鉄軌道事業者等との連携を強化し、各種広告媒体の活用を検討する。 ○連携による早期発見・早期対応 駅周辺において新たな放置の発生が確認された場合は、市、鉄軌道事業者等は、速やかに協議・調整を行い、早期に対策を講じることにより放置の拡大を防止するものとする。 ○教育現場における資料提供 交通道德に関する授業を行う教育現場に対して、放置自転車等が招くさまざまな問題や駐車対策に関する取り組み事例などを紹介する教材資料を提供し、啓発を行う。 
期待される効果	○ 市、鉄軌道事業者等がそれぞれの立場から放置自転車対策に積極的に関わり、それぞれが主体的に取組みを担うことで、よりわかりやすい啓発活動として市民にPRすることができる。 ○ 交通道德に関する正しい知識を教育現場で啓発させることで、個々ではなく、すべての人が守るべきルールやマナーとして、強く認識させることができる。
課題と対応方	○ 今後の啓発活動の強化にあたっては、小・中学生をはじめ、買い物客や自治会などさまざまな自転車利用者の特性に応じた啓発方法の工夫が必要であり、学校や幅広い関係機関との連携・協働により取り組んでいく。